

○「物価高騰緊急支援給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック(☑)してください。

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

早見表を確認し、扶養人数に応じた限度額を記入

(記入上の注意)
「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和4年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入の減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入 ⑤			年間収入見込額 [D]×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
					給与収入 [A]	事業収入又は不動産収入 [B]	年金収入 [C]		
世帯員全員の状況を記入 申請者					収入合計額 A+B+C=[D]				
1 申請者	1	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 11月	100,000		100,000	1,200,000	137.8万
2 会津 花子	0	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除	令和4年 8月			50,000	600,000	2,043,999
3 会津 小太郎	0	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 6月		80,000	80,000	960,000	93万
4		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=[D]				

該当する場合は☑を記入

年間収入見込額(⑥)が非課税相当収入限度額(⑦)より小さい場合は給付金の対象となります。
⑥<⑦=対象
⑥>⑦の場合は裏面を記載し、所得での申請も可能です。

(記入上の注意)

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- 「令和4年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月から12月までの任意の1か月の年月を記入してください。
- 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月から12月までの任意の1か月の収入を記入してください。
- 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

障害者控除等がある場合は、限度額に注意

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円
↓以下に該当する方で、年間収入がこの基準を超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用	
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

障害年金・遺族年金は非課税となるため、年金収入には含みません

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	氏名	【収入】	【控除】		【所得見込】	【非課税相当額】	
		年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
1	申請者	1,200,000	550,000		年間所得見込額は、以下の計算式で計算 650,000	82.8万	
2	会津 花子	600,000	給与所得控除額は、以下の計算式で計算		600,000	0	135.0万
3	会津 小太郎	600,000		600,000	公的年金等控除額は、以下の計算式で計算	360,000	38.0万
4				事業収入等の経費は、帳簿等の経費がわかる書類			

年間所得見込額(⑪)が非課税所得限度額(⑫)より小さい場合は給付金の対象となります。

⑪ < ⑫ = 対象
⑪ > ⑫ = 対象外

早見表を確認し、扶養人数に応じた限度額を記入

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑤欄)の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ①Aの額のうち給与収入分が55万円以下 → 給与収入分の全額
- ②Aの額のうち給与収入分が55万円超162.5万円以下 → 55万円
- ③Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
- ④Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
- ⑤Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 45万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- :60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - :60万円超130万円未満 → 60万円
 - :130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - :410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- :110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - :110万円超330万円未満 → 110万円
 - :330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - :410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

$$\text{⑪年間所得見込額} = \text{⑥年間収入見込額} - (\text{⑧給与所得控除額} + \text{⑨事業収入等の経費} + \text{⑩公的年金等控除})$$

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
※下表の「扶養している親族の状況」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
↓以下に該当する方で、年間所得がこの基準を超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用	
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円